

令和6年4月1日から5種混合ワクチンが定期接種となります

5種混合ワクチン(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・Hib)が4月から定期接種となります。

◎**対象者** 生後2か月から生後90か月(7歳半)に至るまでの方

※ただし、これまでに4種混合ワクチン及びHibワクチン、または3種混合ワクチン・不活化ポリオワクチン及びHibワクチンを接種した方は、同じワクチンで接種を完了してください。

◎**接種回数・間隔** 1期初回:生後2か月から生後7か月に至るまでに開始し、
20日から56日の間隔をおいて3回

1期追加:初回3回終了後、6か月から18か月までの間隔をおいて1回

問合先 甚目寺保健センター ☎443・0005 FAX443・5461



狂犬病予防接種のご案内

犬の飼い主には、狂犬病予防法に基づき、生後91日(約3か月)以上の飼い犬に対し、生涯一度きりの登録と毎年度一回の狂犬病予防接種を行う義務があります。

「令和6年度 犬の登録確認・狂犬病予防注射案内」(はがき)の問診票(あて名面)を、事前に記入したうえで、動物病院へご持参していただき、接種を行ってください。また接種日時、料金や注射済票の交付手続きの有無などは、病院の窓口へ直接お問い合わせください。

【狂犬病予防注射済票の交付手続きの流れ】

- ①事前に飼い犬の登録・鑑札の交付手続きを済ませる
- ②市役所からはがきを受け取り、接種前までに問診票(あて名面)の記入を済ませる
- ③動物病院にはがきを持参し、狂犬病予防接種を行う
- ④接種後、注射済票の交付手続き(手数料の支払いも含む)を済ませ、狂犬病予防注射済票を受け取り、飼い犬の首輪に装着する

※病院にて注射済票の交付手続きがなければ、代わりにその獣医師発行の「狂犬病予防注射済証」と狂犬病予防注射済票交付手数料(550円)をご持参のうえ、環境衛生課の窓口にてお手続きください。

◎マイクロチップ装着の有無にかかわらず、注射済票の交付手続きは必要です。

◎飼育状況(死亡、市内転居、飼い主)に変更があれば、飼い犬の登録鑑札と狂犬病予防注射済票をご持参のうえ、すみやかにお手続きください。

ただし、市外転出の場合は、転出先の行政機関(市区町村)が受付窓口です。

◎ペットの飼育相談等の問合先

愛知県動物愛護センター尾張支所(一宮市) ☎0586・78・2595 FAX0586・78・8638

開庁時間:午前8時45分～午後5時30分(土・日曜・祝日・年末年始を除く)

問合先 環境衛生課 ☎444・3132 FAX445・3856